

千曲川流域学会 部会に関する細則

第1条 千曲川流域学会規約第3条第3号および第4号に基づき、学会員は本学会が定めた研究部会を設置することができる。

第2条 各部会には学会理事から原則として担当理事を1名おくこととする。

第3条 部会の設置については会員の申請に基づき事務局で受付け、理事会に報告する。

第4条 部会における活動成果は年大会において発表することができる。